

報 告 第 1 ～ 3 号 参 考 資 料

令和2年6月2日

令和元年度継続費・繰越明許費・事故繰越し繰越計算書について

資 料

令和元年度大磯町一般会計継続費繰越計算書概要説明

【報告第1号】……1～2

[大磯港みなとオアシス推進事業]（産業観光課）

令和元年度大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書概要説明

【報告第2号】……3～9

[プレミアム付商品券発行事業]（政策課）

[大磯港みなとオアシス推進事業]（産業観光課）

令和元年度大磯町一般会計事故繰越し繰越計算書概要説明

【報告第3号】……10～11

[大磯駅周辺安全・安心にぎわい創出事業]（都市計画課）

令和元年度 大磯町一般会計継続費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

大磯港みなとオアシス推進事業

2. 予算科目

(款) 8. 土木費 (項) 6. 港湾費 (目) 1. 港湾管理費
(節) 13 委託料 (細節) 15 監理委託料
(節) 15 工事請負費 (細節) 01 工事請負費

3. 事業概要

老朽化した漁協施設の建替えに併せ、賑わい創出施設と漁協施設を一体的とした「大磯港賑わい交流施設」を平成30年度から令和元年度の継続費で整備する。

(監理委託料)

- ・契約工期(当初)：平成31年3月29日～令和2年3月27日
- ・契約業者：株式会社 小笠原設計 横浜事務所

(工事請負費)

- ・契約工期(当初)：平成31年3月28日～令和2年3月13日
- ・契約業者：匠建設 株式会社

4. 所管課

産業観光課

5. 事業経過・繰越理由

施設の整備工事に先立ち、漁協施設の解体を行うに当たり、電気等の仮設工事、それに伴う関係機関との協議、許認可手続き等に時間を要した。また、解体する既存の施設の資料が乏しく、基礎の形状などが不明であったため、解体工事にも時間を要し、解体終了も令和元年11月8日となった。

これにより、大磯港賑わい交流施設の整備工事の着手が令和元年11月からとなり、施設整備工事の着手が遅れたことから、期間内に工事が完成しなかったため、令和2年度に繰り越して使用することができるように繰越の手続きを行ったものである。

- ・変更契約工期：(監理委託料) 平成31年3月29日～令和2年3月31日
(工事請負費) 平成31年3月28日～令和2年3月31日
- ・変更契約工期(最終)：(監理委託料) 平成31年3月29日～令和2年10月16日
(工事請負費) 平成31年3月28日～令和2年9月30日
- ・完了(予定)日：(監理委託料) 令和2年10月16日
(工事請負費) 令和2年9月30日

6. 位置図

別紙

位置図



件名	大磯港みなとオアシス推進事業 監理委託料及び工事請負費
工事場所	大磯町 大磯 地内 大磯港

令和元年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

プレミアム付商品券発行事業

2. 予算科目

(款) 2. 総務費 (項) 1. 総務管理費 (目) 1. 一般管理費
(節) 12 役務費 (細節) 04 手数料
(節) 13 委託料 (細節) 01 事業委託料
(節) 19 負担金、補助及び交付金 (細節) 70 商品券取扱事業者交付金

3. 事業概要

令和元年10月から実施される消費税・地方消費税の引上げに伴い、低所得者及び子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えするため、低所得者及び子育て世帯主向けのプレミアム付商品券の発行等を行う。

4. 所管課

政策課

5. 事業経過・繰越理由

令和元年10月の消費税・地方消費税の引上げに伴い国の政策として実施するプレミアム付商品券発行事業について、令和元年6月議会補正予算にて事業費を予算化した。本事業は令和元年度の事業であるが、プレミアム付商品券（以下「商品券」という。）の購入及び使用期間をできるだけ長く設定することを国から要請されており、本町では令和2年3月31日を商品券の購入及び使用期限とした。そのため、令和元年度中に事業を完了することができないことから、令和2年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の議決（別紙議案写）を得たものである。

・完了（予定）日：令和2年5月31日

令和元年度 大磯町一般会計繰越明許費繰越計算書 概要説明

1. 事業名

大磯港みなとオアシス推進事業

2. 予算科目

(款) 8. 土木費 (項) 6. 港湾費 (目) 1. 港湾管理費

(節) 15 工事請負費 (細節) 01 工事請負費

(節) 18 備品購入費 (細節) 22 賑わい交流施設備品購入費

3. 事業概要

みなとオアシス及び大磯港賑わい交流施設への来訪者の誘導を目的として、案内標識の設置を行う。また、大磯港賑わい創出施設内に設置する備品を購入する。

(工事請負費)

・契約工期(予定)：令和2年8月～令和2年11月

(賑わい交流施設備品購入費)

・契約工期(予定)：令和2年7月～令和2年10月

4. 所管課

産業観光課

5. 事業経過・繰越理由

本事業は、大磯港賑わい交流施設の完成に併せて標識設置及び備品購入を行うため、令和元年度予算にて予算化したが、本体工事の延伸により、案内標識及び備品の整備が年度内に完成しないため、令和2年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越明許費の議決(別紙議案写)を得たものである。

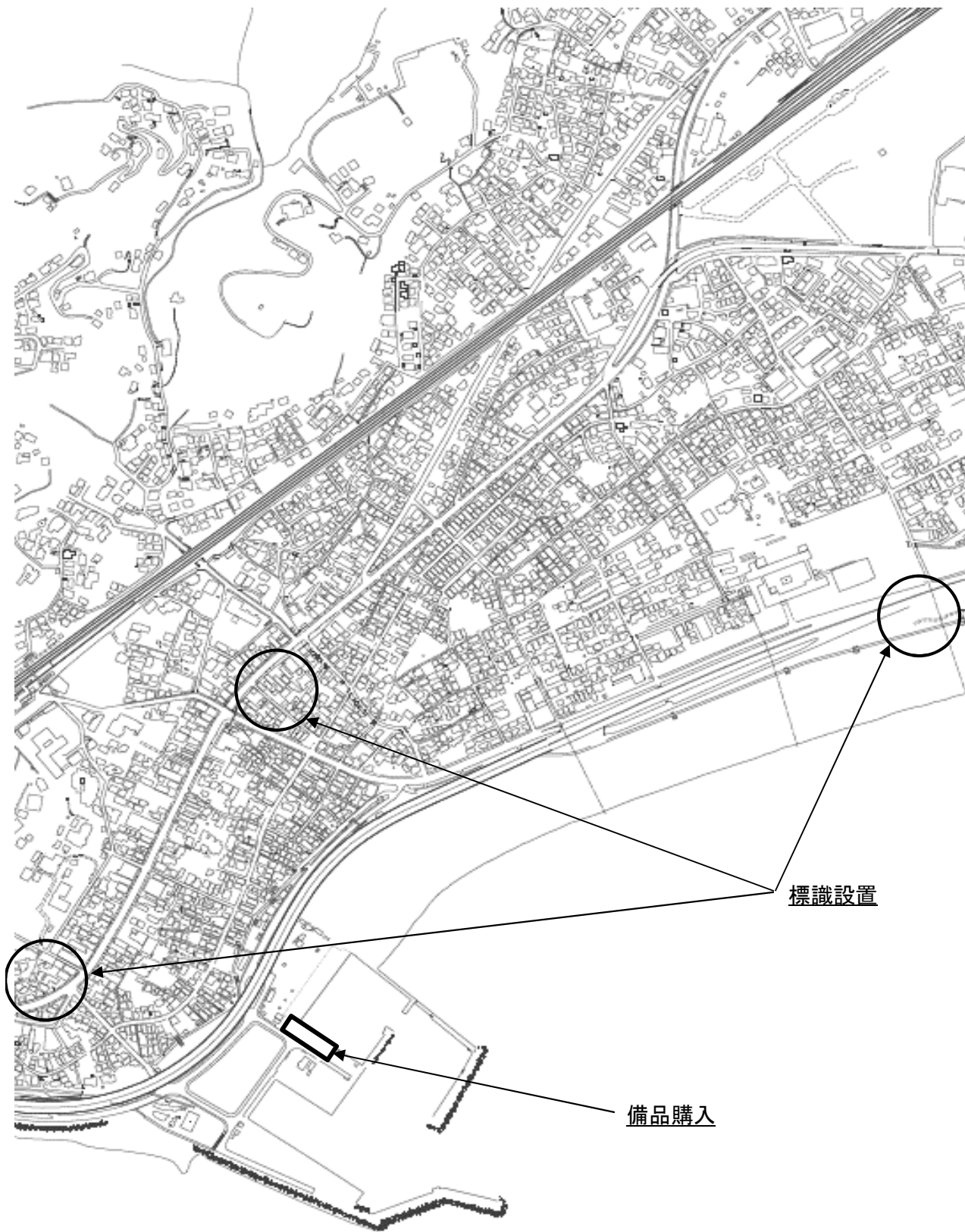
・完了(予定)日：(工事請負費) 令和2年11月30日

(賑わい交流施設備品購入費) 令和2年10月31日

6. 位置図

別紙

位置図



標識設置

備品購入

件名	大磯港みなとオアシス推進事業 工事請負費及び賑わい交流施設備品購入費
工事場所	大磯町 大磯 地内



【繰越明許費 議案写】
議案第25号

令和元年度大磯町一般会計補正予算（第1号）

令和元年度大磯町の一般会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。

（予算の名称）

第1条 平成31年度大磯町一般会計予算は、令和元年5月1日以降、令和元年度大磯町一般会計予算とする。

（歳入歳出予算の補正）

第2条 歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ174,845千円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,025,845千円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費）

第3条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。

令和元年5月28日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第2表 繰越明許費

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
2 総務費	1 総務管理費	プレミアム付商品券発行事業	160,148



【繰越明許費 議案写】
議案第9号

令和元年度大磯町一般会計補正予算（第5号）

令和元年度大磯町の一般会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。

（歳入歳出予算の補正）

- 第1条 歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ118,492千円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ11,616,729千円とする。
- 2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。

（繰越明許費の補正）

- 第2条 繰越明許費の追加は、「第2表 繰越明許費補正」による。

（債務負担行為の補正）

- 第3条 債務負担行為の追加は、「第3表 債務負担行為補正」による。

（地方債の補正）

- 第4条 地方債の変更は、「第4表 地方債補正」による。

令和2年2月13日提出

大磯町長 中 崎 久 雄

第2表 繰越明許費補正

(追加)

(単位 千円)

款	項	事業名	金額
8 土木費	6 港湾費	大磯港みなとオアシス推進事業	27,160

令和元年度 大磯町一般会計事故繰越し繰越計算書 概要説明

1. 事業名

大磯駅周辺安全・安心にぎわい創出事業

2. 予算科目

(款) 8. 土木費 (項) 4. 都市計画費 (目) 1. 都市計画総務費
(節) 13 委託料 (細節) 01 事業委託料

3. 事業概要

平成29年度に作成した「大磯駅周辺安全安心・にぎわい創出計画(案)」における駅前広場の概略計画図のA案を基本に、一部対象範囲を見直した修正計画図を作成する。

- ・契約工期(当初)：令和元年10月16日～令和2年3月13日
- ・契約業者：株式会社エイト日本技術開発 横浜支店

4. 所管課

都市計画課

5. 事業経過・繰越理由

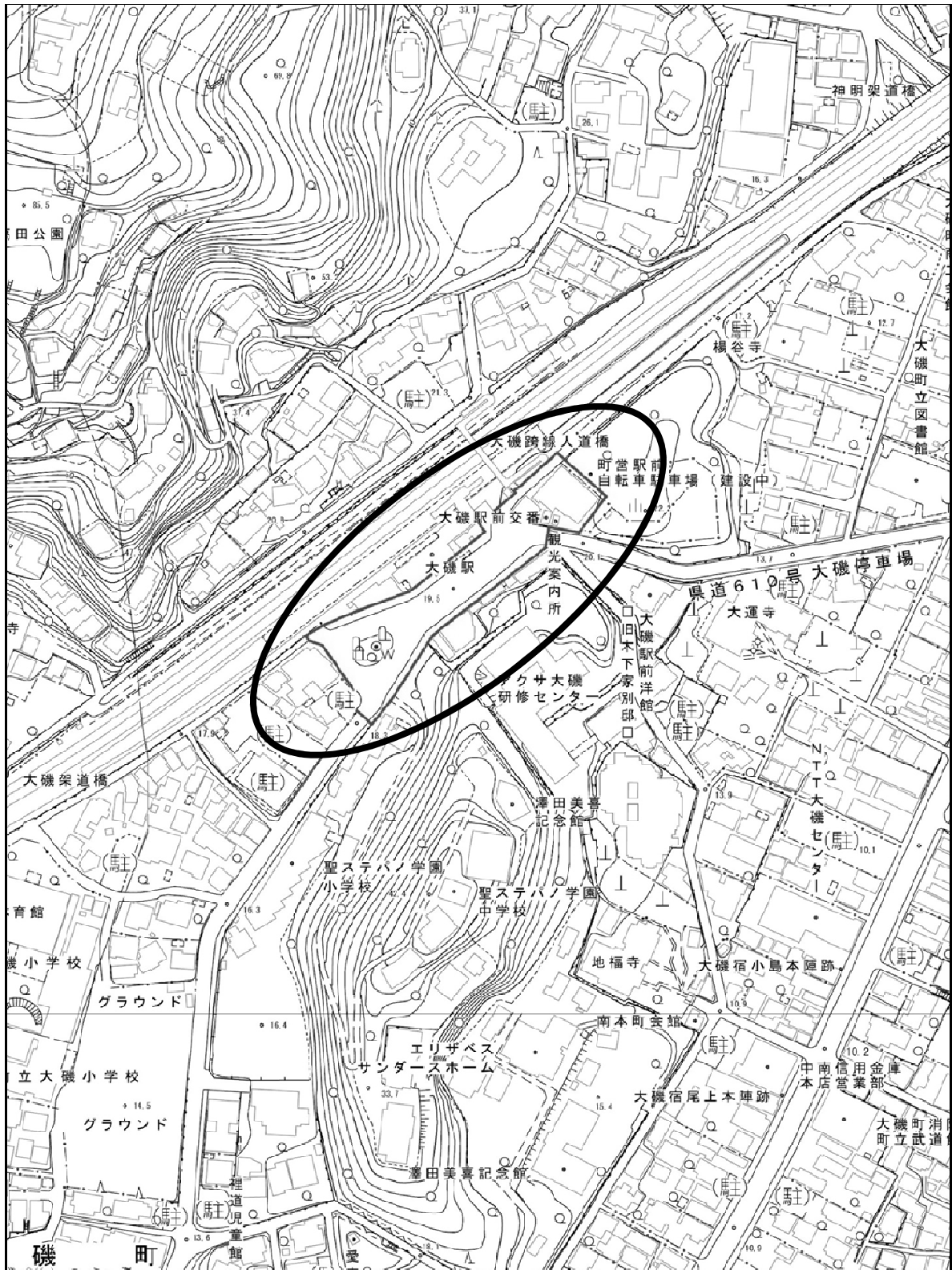
駅前広場計画の検討にあたって必要な交通管理者(神奈川県警察)、関係権利者(東日本旅客鉄道株式会社)、道路管理者(県平塚土木事務所及び町建設課)との協議及び用地測量業務委託における境界確定に日数を要し、年度内に業務が完了できなくなった。そのため、令和2年度に当該予算を繰り越して使用することができるように、繰越しの手続きを行ったものである。

- ・変更契約工期：令和元年10月16日～令和2年3月31日
- ・変更契約工期(最終)：令和元年10月16日～令和2年9月30日
- ・完了(予定)日：令和2年9月30日

6. 位置図

別紙

位置図



件名	大磯駅周辺安全・安心にぎわい創出事業
委託場所	大磯町 大磯 地内